

## 生駒市水道事業管理規程第4号

生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成20年10月1日

生駒市長 山下 真

### 生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程

生駒市水道局決裁規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第13号中「100万円」を「200万円」に改め、同条第26号中「100万円」を「1,000万円」に改め、同条第27号を削り、同条第28号中「100万円」を「200万円」に改め、「関すること」の次に「（第5条第16号に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第27号とする。

第4条の2第6号中「100万円以上300万円未満」を「200万円以上500万円未満」に改め、同条第10号中「100万円以上300万円未満」を「200万円以上500万円未満」に改め、「関すること」の次に「（次条第16号に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件1,000万円以上2,000万円未満のものに関する事。

第5条第7号中「100万円」を「200万円」に改め、同条第16号中「100万円」を「200万円」に改め、同号を同条第17号とし、同条第15号の次に次の1号を加える。

(16) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件1,000万円未満のものに関する事。

第8条中「70万円」を「150万円」に改める。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。